

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月14日
【会社名】	株式会社ホッコク
【英訳名】	HOKKOKU CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大浦 真里枝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三崎町二丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出しました第42期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所には__を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

1. FC事業、直営店事業、海外事業の業務プロセスにおいて、適切な会計処理を承認・検証する手続が不十分であったため、整備及び運用評価の過程において不備が発生し、重要な修正を行うことになった。

2. 決算・財務報告プロセスにおいて、決算処理業務に係る内部統制の整備及び運用が不十分であったため、重要な修正を行うことになった。

事業年度の末日までには是正されなかった理由は、事業再編ならびに経営資源の戦略的シフトに即した管理体制の整備が十分でなく、各事業部門に対する指導・モニタリングが徹底されていなかったことと、経理部門においても人員の交代等により適正な財務報告のための十分な検証体制を整備できなかったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、人員の制約等はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

また、上記の重要な欠陥に起因する財務報告上の影響額は、決算過程にて補正済みであり、当社の連結財務諸表は、適正に作成されている。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、平成22年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

1. 経緯について

(1) 潜在的リスクの洗い出し

当社は、平成23年3月期第3四半期時点において、その後の経営方針の検討を行うにあたり、前年度に引き続き当期純損失を計上していること、平成22年3月期内部統制監査において平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した内部統制報告書を提出していることなど、当社の抱える財務的なりリスクをはじめとする潜在的なりリスクの現況を十分に把握しておく必要があると判断しました。

外部調査委員会の設置と調査経緯

当社は、平成22年12月21日から平成23年1月21日までの間、公認会計士事務所による第三者調査機関に財務デューデリジェンスを依頼し、報告書の提出を受けました。そして、その結果を元に当社に存在する法務的潜在的なりリスクについての解明を目的として、平成23年3月1日より弁護士事務所による第三者調査機関に法務デューデリジェンスを依頼しました。この法務デューデリジェンスは、その後、調査費用の見直しのための一時中断となりましたが、改めて他の弁護士事務所による第三者調査機関に依頼し平成23年5月9日から平成23年6月3日までの間において再開されました。

しかし、調査中である平成23年1月26日に金融機関の行員が行った不正融資に関与した疑いで当社元代表取締役社長（平成22年12月20日辞任、以下「元代表取締役」といいます）が逮捕され、平成23年2月16日に

起訴されたこと等に起因し、平成23年5月9日から平成23年6月3日に改めて行われた法務デューデリジェンスについて第三者調査機関からの調査報告があったものの、調査資料の不足、事情聴取の未了、時間的限界があったため、当社としては報告内容が不十分であると認識し、改めて調査を行う必要があると考え、今後のコーポレートガバナンスの実現とコンプライアンス体制構築のため包括的な意見を求めることを目的として、当社と利害関係のない弁護士2名、公認会計士1名で構成する第三者による外部調査委員会（以下、第三者委員会という）を平成23年8月18日に設置しました。

外部調査委員会による調査により判明した事実

第三者委員会から平成23年12月15日に受領した中間報告書において下記の取引について、架空の取引であったと認定すべきであり、過年度決算の修正の要否の検討を促す内容の報告を受けた。

1) アメリカ西海岸でのFC権譲渡契約について

当社は、平成21年9月1日、アメリカ西海岸のFC権をR社に2億5000万円で譲渡したとして、同金員を売上に計上している。そして、これを裏付けるよう同年9月30日、同年11月2日に各金1億2500万円が、上記譲渡代金としてR社から入金されている。

アメリカ西海岸でのFC権譲渡については、平成21年9月1日付の契約書は存在するものの、その当初からその後現在に至るまで、ホック及びR社においてアメリカ西海岸でのFC展開に向けた活動が全く見られないこと、本件FC権譲渡の代金額は2億5000万円という高額にもかかわらず、その算定根拠資料も極めて内容希薄なものしか存在していないこと、また、そもそもR社は、アメリカ西海岸ではそれまで何の活動実績もなく、しかもラーメン事業とは無縁な不動産業者であること、当社も同様にアメリカ西海岸においてそれまで何の活動実績もないことなどの事実が認められました。

一方、同年10月27日に当社は、R社から浦安市内の個人所有物件を購入しているところ、当社は、本来の物件所有者個人から直接物件を購入できたにもかかわらず、この個人との間にことさらR社を介在させ、ホックの利益を犠牲にして同社に対し少なくとも本件FC権譲渡契約の対価以上の売却益を発生させていることも認められた。これらのことから上記売上げについては架空のものである疑いが濃厚であるとの結論にいたりました。

2) シンガポールでのFC権譲渡契約について

当社は、平成22年2月26日J社に対しシンガポールでのFC権を3000万円で譲渡したとして、同額を売上げに計上している。

本件FC権譲渡を裏付けるように、ホックとJ社との間で、平成22年2月26日付シンガポールでのFC権の譲渡契約書が存在し同年9月3日T氏が代表を務めるP社からホックに金1900万円が入金されました。

しかし、T氏は、当調査委員会の調査に対し、「P社からホックに送金された1900万円についてはホック社で用意されたものであること、本件FC権譲渡契約については架空のものであるとの認識を有している」旨回答していることから、上記売上げについては、架空の売上げである疑いが濃厚であるとの結論にいたりました。

(2) 過年度決算調査に基づく過年度有価証券報告書等の訂正

当社では、2件の架空取引及び浦安の不動産取引の訂正による平成24年3月期第3四半期決算に与える影響を精査すると共に、既に提出しております有価証券報告書及び四半期報告書に関しても、その記載内容の訂正の必要を検討しました。

その結果、当社は、第三者委員会からの報告にある指摘の訂正は必要であると判断いたしましたので、平成22年3月期（平成21年4月1日）から平成24年3月第2四半期（平成23年9月30日）について訂正報告書を提出することと致しました。

これにより、長期未収入金、手数料売掛金、貸倒引当金（長期）、貸倒引当金繰入、貸倒引当金（短期）、減価償却費（不動産原価）、減価償却累計額、減損損失、建物、土地、圧縮特別勘定積立、繰越利益剰余金、繰延税金負債（固定）、法人税等調整額の関連する科目を訂正致しました。

これらは、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、適正な会計処理が行われなかったものと認識しております。

2. 上記問題発生の背景と原因

本件は、当時の元代表取締役が主導し、その意を受けた一部の幹部によって独断的に行われたものであったと第三者委員会は、結論付けました。経営トップ自ら不正行為を行っており、当社のチェック体制、機能が想定をしていなかった事象であったと推定され、チェック機能が働いていなかったことは、管理体制に以下の問題があったと当社は認識しております。

(1) 取締役会、監査役および監査役会の機能が不十分であった。

本件契約締結時において、社内にはその情報は周知されていたにもかかわらず、取締役会、監査役および監査役会は、不正の事実の有無に関わらず、本来やるべき手続きが為されていないとの指摘を行った経緯が見当たらない。

当時の取締役会が十分に機能しておらず、元代表取締役の追認機関としての実体を呈していたものことから、経営監視機能は不十分であった。

また、監査役の取締役会への出席はなされていたが、上記実態を見過ごす形となっていた。

(2) コンプライアンス意識の欠如、体制の形骸化

当時から、当社には、コンプライアンス委員会が設けられ一応の活動が行われ、コンプライアンス規程、リスク管理規程、内部通報者規程が整備されていたが、取締役のコンプライアンス意識は低く、体制も整備されていたが実態は形骸化していた。

(3) 内部統制監査室の機能が不十分であった。

当社は、平成23年3月期においても内部統制監査について適正意見が出ておらず、人員、体制の強化を課題としており、当時の機能についても不十分であった。

(4) 不動産売買に関する知識のある者が社内になかったことで、牽制が利かず、元代表取締役の単独行動を十分に監視できていなかった。

3. 今後の改善措置および再発防止策について

当社は、本件を契機に内部統制上の問題を検討し、当社における内部統制上の問題点及びその改善の必要性を認識するにいたっており、次のような再発防止策を講じ、今後このような事態を起こさないために法令遵守体制を整備して参ります。

(1) 取締役会の機能の実効化

当社は、問題が起こった当時、取締役会においても特定の者の意思が押し通され、取締役会は追認機関のような状況であり、取締役会としての機能が十分に果たし切れていなかったことから、取締役会の機能を実効化させることを目的として、平成23年12月より、月に一度の取締役会の開催に加えて、週に一度の役員ミーティングを実施することで、今まで以上に役員間のコミュニケーションを図ることが出来ております。この施策は今後も継続して参ります。

さらに、現在不在となっている、社外取締役の招聘を次回開催される株主総会に諮り、外部の視点で経営の監視を行うことによる、ガバナンス体制の強化を図って参ります。

(2) 内部監査の充実

内部統制の所轄部署は内部統制・監査室であります。本件発生当時の当該部署に配置されていた人員は以下のとおりであります。

平成21年7月31日付けで、それまでの室長1名が配置されていたが退職し、平成21年8月1日～平成21年12月31日の間、不在となっていました。その後、平成22年1月1日に1名配置いたしました。問題が起こった当時は人員も少なく、組織上においても内部統制・監査室として十分に機能していなかった状態であったと言えます。

本件を契機に、独立の評価による監視活動を機能させ、内部統制が有効かつ効率的であるかどうかを継続的に監視するために、内部統制整備状況の評価を行い、運用状況を検証した上で、内部統制の改善に関して助言し、勧告すること等を業務とする、あるべき姿の内部統制・監査室を充実させ、より実効性のあるものにしてまいります。

具体的には、以下の事項を内部統制・監査室強化の対象としていきます。

- ・企業経営全体のモニタリング機能としての位置づけ
- ・リスクベースの監査の拡大
- ・監査範囲の拡大
- ・日本版SOX法対応における内部監査機能の強化

さらに、会計監査人および監査役との打合せを随時実施していくことで、牽制機能を十分に発揮できる体制を構築していく所存であります。

(3) コンプライアンスに関する意識の強化

今回の問題の根本的な原因が当社におけるコンプライアンス意識の低さにあったことは否定出来ません。

そこで、代表取締役をはじめとする取締役一同がコンプライアンスの重要性についての認識を改めるとともに、当社の役職員への教育の機会を定期的に設けるなどの周知徹底の方策を検討し実施を図って参ります。

また、当社は、内部通報規程を平成20年8月25日に制定、施行してはいましたが、実際に活用されることがなかったことから、本件を契機に内部通報制度が実効性のあるものとして機能するために、通報手段の見直し等の方策を検討し実施を図って参ります。

以上